



答 申 第 804 号  
令和 2 年 2 月 20 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議  
会 長 西 村 裕



答 申

神戸市個人情報保護条例第 12 条の規定に基づき、令和 2 年 1 月 31 日付け神保健健第 1123 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

市民 PHR システムにおけるマイナンバーカードの電子証明書照合のための J-Lis との  
結合について  
(条例第 12 条「電子計算機の結合の制限」に関して)

- 1 「カラダわかる Navi」サービスの利用登録にあたり、マイナンバーカードを活用した電子的な本人確認による即時登録を実施するために、市民 PHR システムと公的個人認証サービスとの間で電子計算機の結合を行うことは、市民サービスの向上に資すると認められるため、妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないように、事務に携わる者への研修を十分に行うとともに、システム及び運用の両面にわたり適切な情報セキュリティ対策を講じなければならない。

市民 PHR システムにおけるマイナンバーカードの電子証明書照合の  
ための J-Lis との結合について  
(条例第 12 条「電子計算機の結合の制限」に関して)

別紙  
答申 804

【利用登録者情報】

- ・ 氏名
- ・ 住所
- ・ 生年月日
- ・ 性別
- ・ PHRID